

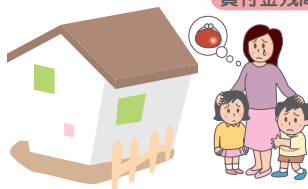
共済組合から貸付けを受ける方へ だんしん事業のご案内

Point

「だんしん」に加入すると、返済中に借受人に万一のことがあった場合に、**保険金で貸付金残高が返済**されます。
あわせて「**債務返済支援保険**」に加入すると、病気やケガで長期休職となった場合に、**貸付金の返済金相当額（平均返済月額）が保険金として支払われます。**

「だんしん」からの保険金
(貸付金残高相当額)

万一の場合



貸付金残高

制度の位置付け

万一、死亡・所定の高度障害状態となられても…

「だんしん」の保険金で貸付金残高が返済されます

病気やケガで長期休職となられても…

「**債務返済支援保険**」の保険金で返済金相当額（平均返済月額）が補償されます

「だんしん」と「債務返済支援保険」にあわせて加入すると、万一の場合だけでなく、長期間就業障害となった場合にも安心です。

例

貸付金残高

特約保証料

保障額

「だんしん」
(団体信用生命保険)



貸付金残高
(債務)

1,000万円の場合

保険金額 (貸付金残高相当額)
(10万円につき 月額15円)

月額 **1,500円**

※特約保証料は見直されることがあります。

<死亡・所定の高度障害状態>
保険金 1,000万円(貸付金残高相当額)を共済組合にお支払いすることで貸付金残高が返済されます。

例

返済金額

保険料

補償額

債務返済支援保険

返済金相当額
(平均返済月額) **60,000円**の場合

毎月償還 40,000円
ボーナス償還 120,000円 の場合
(計算例) 平均返済月額 60,000円 = (40,000円×12) + (120,000円×2) ÷ 12

保険金額 (返済金相当額)
(1万円につき 月額60円)

月額 **360円**

※保険料は毎年見直しを行うことから、変更されることがあります。

<所定の就業障害の場合>
1カ月あたり保険金 **60,000円** (返済金相当額) を30日の免責期間を経過した日から3年を限度に就業障害が終了するまでお支払いします。